

個人11

項目:4. コンテンツ規律(1)メディアサービス(仮称)の範囲

要旨:

有線放送のコンテンツ規律の理由が「社会的な影響力が大きいこと」だけであってはいけない。

意見:

案には『「放送」(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信)は、①その送信の特徴から社会的な影響力が大きいこと、②有限希少な周波数を占有するものであること(無線によるものに限る。)]とあるが、これは、有線放送は社会的影響力だけが理由で規律されることを意味する。

ところが、既に社会的影響力ではインターネットは有線放送を凌駕しているといえなくもなく、今後はその傾向はさらに進展すると予想されるため、これでは将来、インターネット等の有線通信が、社会的影響力を理由にコンテンツ規律を受けることにつながりかねない。

そこで、有線放送は、有線通信同様に規律しないか、有線通信と異なり規律する場合はどこが異なるのかの理由を明記すべきである。

規律する場合の理由として考えられるのは、無線放送が電波を独占することに準じ、伝送設備・サービスを地域独占(アクセス網は自然独占性がある)する有線放送事業者が自らコンテンツを提供することがある。

この理由は、コンテンツの提供も選択も利用者の自由であるインターネットには適用できず、また、自主放送を行わない受託放送事業者が、社会的な影響力が大きいにもかかわらずコンテンツ規律を受けないことも整合する。当然、受託有線放送事業者に専業するような業態を認める場合には、そのような有線放送事業者はコンテンツ規律を受けないこととなる。

以上

個人12

意見書

平成21年7月9日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申（案）」について、別紙（1枚）の通り、意見を提出いたします。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申」に対する意見

平成 21 年 7 月 9 日

以下の通り、意見を提出させていただきますので、宜しくお願いいたします。

○P. 5 (3) ②無線局に係る手続きの見直し の項

ア、イ、の見直し案に賛成である。

約 2 年前 1 基毎の許可は不要と方針が変化したが、いまだに電波状況が悪い状況でもホームアンテナを設置できず、消費者が不利益を受けているケースが見られる。携帯電話に関しては大いに賛成である。

苦情例：「高齢になって別荘で年の半分以上を過ごすことにしたが、別荘地近くに携帯基地局がなく、携帯電話で通話が殆ど出来ない。固定電話を引いていないので携帯しか通信手段がなく有償でのホームアンテナ設置を希望したが、電話会社に、許可が必要なので住民票のある住所にしか設置できないと言われ困っている。」

○P. 11 (1) メディアサービスの範囲、(2) コンテンツ規律 以下の項

ブロード回線を経由した放送に類似した映像配信サービス（いわゆる IPTV）は、消費者の認識は放送である。実際、CS 放送の会社が、多少番組内容は変えているが、光回線を利用して再送している。また、CATV 放送を購入して IPTV のチャンネルとして再送している事業者も複数ある。放送に類似するメディアサービスは、放送と同じ扱い、同じ規制が必要である。

プロバイダ責任法ではなく、放送と同じ規律を、メディアサービスの配信業者（料金請求業者）に責任を持って守らせる仕組みにして欲しい。

○P. 15 ア、ショッピング番組について

放送分類に関する基本的考え方をまとめることに賛成である。少なくとも、通常番組と広告番組を明確に分類し、視聴している消費者にわかるようにしてもらいたい。

一時期、インフォーマーシャルといわれ新聞記事と間違えるような記事形式の広告が横行していたが、今は民放 BS 中心に同じような現象がおきている。番組放送時間の半分以上を商品説明・広告が占めるものは、画面の上部に常に「広告放送」と表示するなど、一目で分かるような制度が必要と思われる。

○P. 22 (5) ②利用者保護規律の充実

大いに賛成である。消費者の商品知識がばらばらのジャンルであり、啓発活動も含め、消費者あつての事業展開との視点で事業者には対応してもらいたい。

以上

1. 氏名及び連絡先

2. 意見要旨

放送が放送法によって包括的な規制を受けている理由として、有限希少な周波数を占有するものであることもきちんとあげ、インターネットによる通信を、放送とともにコンテンツ規律の対象とする必要性は認められないとする考え方を私は強く支持する。今後の具体的な法制の検討においては、このような考え方を厳格に守り、現在の放送・通信法の対象外にまで不必要な規制が及ぼされることがないように、くれぐれも慎重に進めてもらいたい。今後、危険な規制強化の検討では無く、現在の放送通信各法における不必要な規制の洗い出しと、特に放送がインターネットにおける情報流通と競争できるようにするための放送規制の緩和といった、真に国民全体を裨益する地道な検討のみが行われることを期待する。

特に個別の論点として、以下の4点を私は強く求める。

- ・放送関連四法の集約に合わせ、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルに入れること。
- ・現行の「電気通信事業法」を核とした伝送サービス規律に関わる制度の大括り化を図る際、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、法律レベルに明文で書き込むこと。
- ・同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を法律レベルに明文で書き込むこと。
- ・青少年ネット規制法の廃止及び出会い系サイト規制法の法改正前の形への再改正。

3. 意見

(1) 第4ページ「(2) 民間の創意工夫を生かした新技術導入の促進」について

この項目において、技術基準について触れられているが、今現在無料の地上放送にコピー制限のための技術基準として導入されているB-CASシステムは談合システムに他ならない。これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。情報通信審議会・デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において、現行システムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言されているが、無意味な現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁される可能性が高いこのような弥縫策は、一消費者として全く評価できないものである。

総務省は過去の情報通信審議会において、コピーワンスの導入のために無料地上波にB-CASシステムを導入するのが適当という結論を出し、平成14年6月に省令改正（「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令」）まで行って、その導入を推進している。無料の地上放送へのB-CASシステムの導入をもたらしたこの省令改正を、総務省は失策として認めるべきである。

技術基準の柔軟性の向上も必要であるが、現在の地上無料放送各局の歪んだビジネスモデルによって、放送の本来あるべき姿までも歪められるべきではない。そもそもあまねく視聴されることを本来目的とする、無料の地上放送において暗号化を施しコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならず、このような規制を良しとする談合業界及び行政に未来はない。法的にもコスト的にも、どんな形であれ、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限は維持しきれものではない。このようなバカげたコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、放送関連四法の集約に合わせ、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルに入れることを、私は一国民として強く求める。

(2) 第7ページ「(1) 伝送サービス規律の再編」について

ダウンロード違法化問題やプロバイダーにおける違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。

また、児童ポルノに関するネット規制の1つとして検討されているサイトブロッキングについても、総務省なり警察なり天下り先の検閲機関・自主規制団体なりの恣意的な認定により、全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させることなど、検閲にしかかなりようが無く、絶対にやってはならないことである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得えないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないブロッキングもまた導入されてはならないものである。

このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、この項目において書かれている、現行の電気通信事業法を核とした伝送サービス規律に関わる制度の大括り化を図る際には、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、法律レベルに明文で書き込むことを検討してもらいたい。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を法律レベルに明文で書き込むことを検討してもらいたい。

(3) 第11ページ「(1)メディアサービス(仮称)の範囲」について

放送が放送法によって包括的な規制を受けている理由として、有限希少な周波数を占有するものであることもきちんとあげ、インターネットによる通信を、放送とともにコンテンツ規律の対象とする必要性は認められないとする考え方を私は強く支持する。今後の具体的な法制の検討においては、この考え方を厳格に守り、現在の放送・通信法の対象外にまで不必要な規制が及ぼされることのないよう、くれぐれも慎重に進めてもらいたい。

なお、この項目において、プロバイダー責任制限法についても触れられているが、今後、プロバイダの責任の在り方について検討する際には、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討してもらいたい。特に、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

(4) 第17ページ「(4)「オープンメディアコンテンツ」に関する規律」について

この項目において、青少年ネット規制法、フィルタリングサービスの導入促進及び改善、「e-ネットづくり！」宣言といった官製キャンペーンについて触れられている。

しかし、そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。なお、付言すれば、出会い系サイト規制法の改正も、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、今回の出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

フィルタリングについても、その過去の政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた。この問題については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもらいたい。また、フィルタリングで無意味に利権を作ろうとしている総務省と携帯電話事業者他の今の検討については、完全に白紙に戻されるべきである。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで

良く、健全サイト認定第三者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。

官製キャンペーンについても、総務省への参加申請・登録の要請や総務省製のロゴマークの販促といった、ニーズを無視したいつもの官製キャンペーンに過ぎず、普通に考えて税金のムダ使いしかならない、「e-ネットづくり！」宣言のような官製キャンペーンに私は反対する。今以上に、規制よりにしかならないだろう官製「自主憲章」やガイドラインなども不要である。

この点においては、恣意的な運用しか招きようのない危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種の問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、地道な教育・啓発に関する施策のみに注力する検討が進むことを期待する。

(5) 第19ページ「5. プラットフォーム規律」について

コンテンツ規律の中に、既存のプラットフォーム規律である有料放送管理事業に係る規律を位置づけること自体に反対するものではないが、放送に関するコンテンツ規律の中に、異質なプラットフォーム規制を混ぜることによって、現在の放送・通信法の対象外にまで不必要な規制が及ぼされることがないように、くれぐれも注意してもらいたい。

(6) 報告書全体について

放送が放送法によって包括的な規制を受けている理由として、有限希少な周波数を占有するものであることもきちんとあげ、インターネットによる通信を、放送とともにコンテンツ規律の対象とする必要性は認められないとする考え方を私は強く支持する。今後の具体的な法制の検討においては、このような考え方を厳格に守り、現在の放送・通信法の対象外にまで不必要な規制が及ぼされることがないように、くれぐれも慎重に進めてもらいたい。

従来、放送が勝手に相当部分を独占して来た情報流通が、インターネットの発展によって崩れてきたということこそ、通信と放送の関係における問題の本質である。今後は、危険な規制強化の検討ではなく、現在の放送通信各法における不必要な規制の洗い出しと、特に放送がインターネットにおける情報流通と競争できるようにするための放送規制の緩和といった、真に国民全体を裨益する地道な検討のみが行われることを期待する。

意見書

平成21年7月10日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申(案)」について、別紙のとおり意見を提出します。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申（案）」に関する意見

平成21年7月10日

消費者相談の現場から、答申案について意見を述べます。

頁	項目	意見
2	(3)④ 情報通信の安全性・信頼性の確保 ⑤ 利用者・受信者の利益の保護	消費者保護の観点から、答申の中に明文化されたことはいいと思う。
5	(3)②無線局に係る手続の見直し	無線局に係る手続が簡素化されることは、携帯電話機の基地局に関して言えば好ましい。 相談事例 携帯電話機を購入したが、自宅で圏外になる。ホームアンテナ設置を携帯電話会社に勧められたが、ホームアンテナ自体が基地局のため、総務省の認可が下りず、設置に時間がかかる。(2007年度に相談多数)
8	(2)①有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制	衛星放送と、衛星放送を光回線で再送信するサービスや、放送サービス再放送を光回線で視聴するなどのサービスが、実際に行われており、同じ番組を視聴しているにもかかわらず、適用される法律が異なるのはおかしい。 相談事例 量販店でTVを購入時に光ファイバーの工事費無料と勧められ契約。有線テレビ放送の無料視聴後、電話勧誘があり継続して契約に同意。しかし、契約した覚えのない別の有線テレビ放送会社より請求があった。ひとつが衛星放送、他方が光回線による衛星放送再送信。
11	(1)メディアサービス(仮称)の範囲	放送には、放送倫理・番組向上機構(BPO)など、放送内容について検討する機関があるが、コンテンツに対する規制が放送と同じ土俵で行われないのはおかしい。責任の所在をどこかではっきりさせてほしい。
11	(2)コンテンツ規律の基本的な考え方	プロバイダ責任制限法は放送四法と規律の対象や内容を異にするというが、通信サービスでは既に動画配信が主流になっている。同じ内容の動画が、放送四法と、プロバイダ責任制限法に分けられるのは不自然。
15	③ 番組規律 ショッピング番組の扱い	ショッピング番組の扱いを「広告放送」等、広告の範疇に入れてほしい。検討することに賛成。不景気の中、通信販売が百貨店・スーパー等の売り上げを抜いた背景には、テレビショッピングも含まれていると思われる。消費者は、広告なのか番組なのかわからず、番組が推奨した商品と思い、購入しているケースもあると思う。 相談事例 テレビである商品について優れていると紹介していた。最後まで見たところ、通信販売であった。広告か放送かまぎらわしい。

19	6. 紛争処理機能の拡大	<p>紛争処理機能の拡大や実効性を担保する措置に関して賛成。他業者間で紛争が起こった場合、消費者がたらいまわしにされている現実がある。責任分担モデルの見地からも必要と思われる。</p> <p>相談事例</p> <p>CATVか放送会社いずれかの手続きミスにより、消費者への受信料徴収がされていなかった。両者とも責任を認めず、CATV 加入により団体割引での支払を認めず。</p>
19	7. 利用者利益の確保・向上のための規律	<p>通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策について検討する際、訪問販売・電話勧誘販売で契約した場合のクーリング・オフ(無条件解約)規定、ネットやチラシ広告を見て契約する場合の消費者保護規定を情報通信法(仮称)に入れてほしい。通信サービスを訪問販売等で契約するケースは多く、最近ではパソコンや携帯電話機と通信サービスをセットにした訪問販売等も行われているが、通信サービスは特定商取引法の適用除外であり、相談処理が難航している。</p>
22	② 利用者保護規律の充実	<p>通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策について検討する際、消費者団体、消費者相談員などの意見を聞く場を設けてほしい。</p>

個人15

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

通信・放送の総合的な法体系の在り方
＜平成20年諮問第14号＞答申（案）に対する意見書

「（３）迅速かつ柔軟な事業展開の促進、経営の選択肢の拡大」に関する意見

～答申（案）の内容～

③ 表現の自由享有基準

具体的な要望等に基づき、必要に応じて、その緩和又は弾力化について検討することが適当である

●受信者の利益保護の観点から

「表現の自由」を受信者は理解していると考える一方で、3/4 ページに表す通り受信者の利益保護がおざなりになっている以上、特に報道番組においては受信者の利益保護とセットで検討することが策定へ向けた大前提であり、答申案として曖昧さが残っていると看做すを得ない。当時に各放送事業者は受信者の視聴が支えている現実も踏まえ、文言として以下を御提案させて頂きたい(下線部が変更点)。

～答申（提案）～

③ 表現の自由享有基準

具体的な要望等に基づき、必要に応じて、その緩和又は弾力化について受信者の利益保護を踏まえ検討することが適当である

「（４）情報通信の安全性・信頼性の確保」に関する意見

～答申（案）の内容～

近年の放送中止事故の実情を踏まえ、放送を受信している受信者の利益を保護するため、放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備することが適当である。

1. 受信者の利益保護

先日、某民放報道番組が某県庁に対する裏金疑惑報道に対し、BPO(放送倫理・番組機構)がテレビ局側に検証番組を制作するよう勧告したのは記憶に新しいが放送事業者が常に正しく公平な情報を発信しているかを利用者は判断しづらい上、訂正放送を視聴が少ない早朝に行うなど受信者の利益保護が困難であり、放送事業者のモラル低下を疑う機会も多くなっている。その状況を示す参考資料として表1及びグラフ1にまとめた。意件数は年々上がっているのを鑑み罰則を伴った規定の整備による歯止めを強くお願いしたい。

2. 苦情処理に関する組織について(PBO含む)

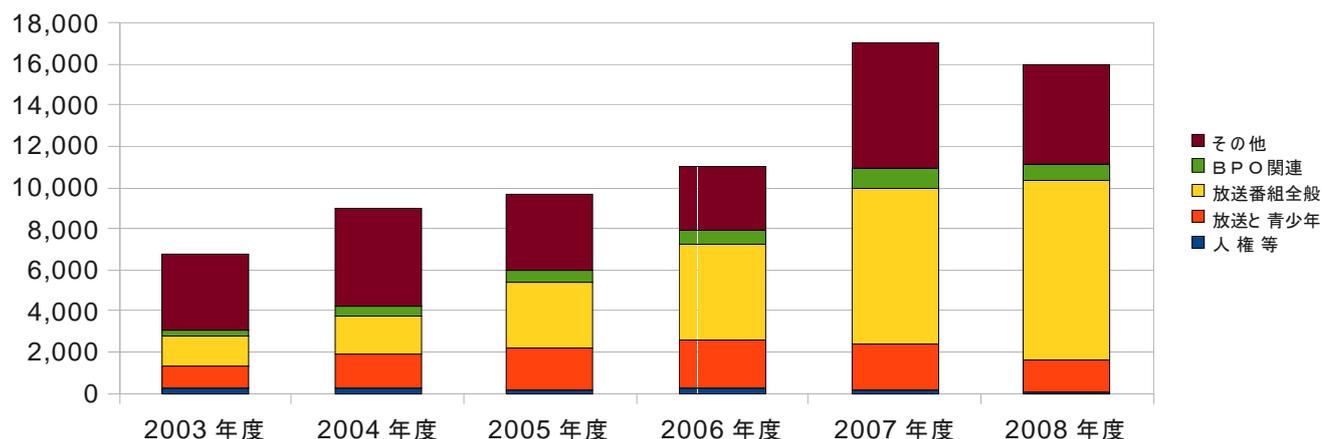
放送事業者及び番組への意見者数が年々増えていることは前述したが、当該組織では「放送全般に対する苦情」を受け付けていないにも関わらずグラフ1の通り放送番組全般の意見が最も多い状況である。これは当該組織の処理能力を越えている事実を明確に表すと言え、答申策定過程において以下を総括的に御検討頂きたい。

- ・ 放送倫理規程の強化を睨んだ放送事業者に対する罰則を伴った規定の整備
- ・ 意見処理能力から見たBPO他の組織体再検討(特に事業者OBを含む人選、人数等)
- ・ 放送事業者への是正命令が可能な執行権限を持った組織の確立

表1(BPOへの年度別視聴者意見数)

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
人権等	204	208	190	211	145	79
放送と青少年	1,119	1,651	1,992	2,319	2,214	1,498
放送番組全般	1,411	1,866	3,165	4,724	7,554	8,765
BPO関連	353	484	595	621	983	736
その他	3,641	4,764	3,729	3,157	6,097	4,845

グラフ1(BPOへの積み上げ視聴者意見数)



「(5) 利用者・受信者の利益の保護」に関する意見

～答申(案)の内容～

① 番組規律

放送事業者の社会的責任を踏まえ、視聴者の適切な番組選択に資するよう、放送番組ごとに、教育、教養等の番組の種別、当該種別の放送時間等の公表を放送事業者に対して求める制度を導入することが適当である。

～以下省略～

●受信者の利益保護の観点から

2/4～3/4ページに表す通り受信者の利益保護がおざなりであることは明白であるが「民主主義の健全な発達」や「基本的情報の共有の促進」の点で、受信者の資するところの大きい報道番組は「事実を伝える番組」たるシンボリックが欠かせない。前述した県庁に関する誤報の記憶が新しいうちに強い懸念を以って答申(案)へ明確に記載すべきである。以下、ご提案させて頂く(下線部が変更点)。

～答申(提案)～

① 番組規律

放送事業者の社会的責任を踏まえ、視聴者の適切な番組選択に資するよう、放送番組ごとに、報道、教育、教養等の番組の種別、当該種別の放送時間等の公表を放送事業者に対して求める制度を導入することが適当である。

～以下省略～

～答申（案）の内容～

② 利用者保護規律の充実

有料放送について、利用者への提供条件の説明義務、苦情処理義務及び事業の休廃止に係る事前告知義務に係る規律を整備することが適当である。

～以下省略～

●受信者の利益保護の観点から

本答申（案）を支持する。本件は「（５）利用者・受信者の利益の保護」と比較した場合、放送事故を未然に防ぐ事前処理及び不幸にも事故・苦情が発生した場合の事後処理に関する規律の考え方であると理解した。

だが、この点に於いても規程の整備や組織の整備が遅れていることが昨今の放送事故及び、毎年上がるBPOへの苦情件数として現れている感は否めず、もはや倫理的規律では歯止めが効かないと考える。よって本項においても答申策定過程において以下を総括的に御検討頂きたい。

尚、内容の重複については、ご容赦頂きたい。

- ・ 放送倫理の強化を睨んだ放送事業者に対する罰則を伴った規定の整備
- ・ 意見処理能力から見たBPO他の組織体再検討(特に事業者OB他を含む人選、人数等)
- ・ 放送事業者への是正命令が可能な執行権限を持った組織の確立

以上

【資料】BPO放送人権委員会における審理規程

審理対象

- * 名誉、信用、プライバシー、肖像等の権利侵害、およびこれらに係る放送倫理違反に関するものを原則とする。
 - * 公平・公正を欠いた放送により著しい不利益を被った者からの書面による申立てがあった場合は、委員の判断で取り扱うことがある。
 - * 苦情を申立てることができるのは、放送により権利の侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人を原則とする。ただし、団体からの申立てについても、団体の規模、組織、社会的性格等に鑑み救済の必要性が高いと委員会が認めた時は、審理対象とすることがある。
- 放送のあった日から3か月以内に放送局に申立てられ、かつ、1年以内に放送人権委員会に申立てられ、苦情申立人と放送局の間で話し合いがつかない状況にあるもの。

非審理対象

- * 個別の番組でなく、放送全般に対する苦情
- * 放送番組制作担当者個人に対する苦情
- * 裁判で争っているもの（申立人・放送局のいずれかが司法の場に解決を委ねた場合その段階で審理を中止）
- * 損害賠償を求めるもの
- * CMに関する苦情
- * BPO加盟社
（NHK 民放連加盟社 その他BPO理事会が承認した一般放送事業者）の
放送番組以外のもの

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」に対する意見募集(案件番号:145207525)について、下記のように意見致します。

----- 記 -----

(項目)

7. 利用者利益の確保・向上のための規律

(意見)

放送に虚偽の内容もしくは極度の偏向があった場合、その放送が原因での社会への悪影響も甚大なものになります。

そのため、上記の社会への悪影響を及ぼした放送に対する罰則の厳格化を行うべきと思う。具体的には次のように提言します。

(1)放送法第4条に規定されている「真実でない事項の放送」(以下、「当該放送」と表す)を行った際の「訂正放送」について、その「訂正放送」については、放送法第4条に加えて次の(イ)～(ハ)の要件を満たすようにする。

(イ)訂正放送は当該放送が行われたのと同じ時間帯に行わなければならない。

(ロ)訂正放送は当該放送が行われた全ての放送局で行われなければならない。

(ハ)訂正放送は新聞およびインターネットなどの番組表において、独立した番組として扱わなければならない。

(2)悪質な放送法違反を行ったり放送法違反を累積的に行っている放送業者に対しては、「有期もしくは無期限の放送停止処分」、「放送事業者免許の取り消し」などの措置を罰則規定に盛り込む。

----- 以上 -----

意見書

項目	意見
4. コンテンツ規律 (1) メディアサービス（仮称）の範囲	インターネットは双方向コミュニケーションツールであり、「放送」に含めないのは妥当である。
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ①番組規律	<p>一視聴者として、テレビショッピング番組はニーズに合致しないものであることは視聴率を確認することで明白である。例えば、映画「ルーキーズ」や赤坂サカスの宣伝が一日中繰り返され非常に不快である。テレビ局の関連会社の宣伝を、報道・娯楽の種別の番組内で繰り返すことは、放送の公共性・公平性の観点から不適切であり、「広告番組」として明確な区分をしていただきたい。</p> <p>また、報道であるにも関わらず、コメンテーターの偏向意見を延々と繰り返す番組も多く、「事実」と「意見」の区分をより明確にし、その比率に応じて「教養」「娯楽」に区分するよう、総務省が勧告できる、形に権限を強化すべきである。</p>
8. その他の論点 ②日本放送協会（NHK）の扱い	NHK は先日、番組偏向による精神的被害を被ったことによる 8000 人から訴訟を受けている。「放送」である以上、一定の公共性は確保されるものであるから、NHK のみ公共放送と捉えて、別枠で扱う必然性はない。よって NHK のみもコンテンツ規律の対象とすることは妥当である。
9. 総括 (5) 利用者・受信者の利益の保護 ①番組規律	自社関連会社の CM に公共の電波が使われたり、特定政党を支持するためだけに偏向報道をする、あるいは、事実を報道しないという意見が多く BPO や総務省に寄せられている事実を鑑みれば、放送業界の自主性に任せられた受信者の利益の保護は期待できず、答申は賛成できる内容である。
全体・その他 ①コンテンツ認定制の賛成	<p>2009 年に入り、BPO・総務省には通常の数倍の意見が寄せられている。それにも関わらず、番組に対する勧告や指導は全くなされておらず、視聴者の立場からみると偏向された不快な放送が後を絶たない。NHK の番組に対する討議で、総務省職員から「個々の番組ではなく、放送全体から偏向有無を判断する」という放送法を曲解した意見が出され憤りを覚えている。受信者の利益保護を第一に考えるのであれば、</p> <p>①コンテンツを審査対象にする「認定制」は導入すべきである。</p>
全体・その他 ①電波利用料の見直し	<p>また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・常識的に考えてもおかしいことである。</p> <p>②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。</p>

個人18

信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会殿

『通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞答申(案)』
に対する意見書を送付いたします

【項目】

全体、その他

【意見】

現在のマスメディアは特定の事件をタブー視してニュースで取り上げないということが日常茶飯事になっています。

・スポンサー・広告代理店タブー

民法ではスポンサーが怖くてスポンサーのイメージを悪くするニュースを言えません。

・芸能プロダクションタブー

芸能プロダクションに関連する不祥事は怖くて言えない

・記者クラブタブー

記者クラブから締め出しの嫌がらせをされるため、怖くて言えないニュースが存在する

・創価学会タブー

創価学会がイメージを悪くするニュースは怖くて言えません。

これが民主主義なのでしょうか？

これはダメです。対策を取り、放送に関する法体系に組み込まないといけません。

例えば、こういうアイデアはどうでしょうか。

寄生虫の息のかかっていない政府のTV局を作って、そこで偏向がないニュースを流せばいいのです。

「偏向報道」「放送タブー」対策が目的であるため、普通のテレビの形態を取る必要はありません。

毎日30分番組を1本作って、それを1日中再放送する。つまり、 $24 \times 2 = 48$ 回再放送する

こんな、極端な運用で十分です。この運用であれば、特番が必要であっても、時間の割り振りは自由にできます。

ニュースがあればニュースを、政府広報があれば政府広報を、人命にかかわるリコールがあればその情報をなれば「今日の首相の3分間スピーチ」「今日の東国丸知事の3分間スピーチ」「今日の共産党の3分間スピーチ」「今日の橋本知事の3分間スピーチ」みたいにしていけばいいんです。

日本を民主主義国家にするために、必要なことだと思います

意見書

平成21年7月13日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申(案)」について、別紙のとおり意見を提出します。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申（案）」に関する意見

平成21年7月13日

消費者相談の現場から、答申案について意見を述べます。

頁	項目	意見
2	(3)④ 情報通信の安全性・信頼性の確保 ⑤ 利用者・受信者の利益の保護	消費者保護の観点から、答申の中に明文化されたことはいいと思う。
5	(3)②無線局に係る手続の見直し	無線局に係る手続が簡素化されることは、携帯電話機の基地局に関して言えば好ましい。 相談事例 携帯電話機を購入したが、自宅で圏外になる。ホームアンテナ設置を携帯電話会社に勧められたが、ホームアンテナ自体が基地局のため、総務省の認可が下りず、設置に時間がかかる。(2007年度に相談多数)
8	(2)①有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制	衛星放送と、衛星放送を光回線で再送信するサービスや、放送サービス再放送を光回線で視聴するなどのサービスが、実際に行われており、同じ番組を視聴しているにもかかわらず、適用される法律が異なるのはおかしい。 相談事例 量販店でTVを購入時に光ファイバーの工事費無料と勧められ契約。有線テレビ放送の無料視聴後、電話勧誘があり継続して契約に同意。しかし、契約した覚えのない別の有線テレビ放送会社より請求があった。ひとつが衛星放送、他方が光回線による衛星放送再送信。
11	(1)メディアサービス(仮称)の範囲	放送には、放送倫理・番組向上機構(BPO)など、放送内容について検討する機関があるが、コンテンツに対する規制が放送と同じ土俵で行われないのはおかしい。責任の所在をどこかではっきりさせてほしい。
11	(2)コンテンツ規律の基本的な考え方	プロバイダ責任制限法は放送四法と規律の対象や内容を異にするというが、通信サービスでは既に動画配信が主流になっている。同じ内容の動画が、放送四法と、プロバイダ責任制限法に分けられるのは不自然。
15	③ 番組規律 ショッピング番組の扱い	ショッピング番組の扱いを「広告放送」等、広告の範疇に入れてほしい。検討することに賛成。不景気の中、通信販売が百貨店・スーパー等の売り上げを抜いた背景には、テレビショッピングも含まれていると思われる。消費者は、広告なのか番組なのかわからず、番組が推奨した商品と思い、購入しているケースもあると思う。 相談事例 テレビである商品について優れていると紹介していた。最後まで見たところ、通信販売であった。広告か放送かまぎらわしい。

19	6. 紛争処理機能の拡大	<p>紛争処理機能の拡大や実効性を担保する措置に関して賛成。他業者間で紛争が起こった場合、消費者がたらいまわしにされている現実がある。責任分担モデルの見地からも必要と思われる。</p> <p>相談事例</p> <p>CATVか放送会社いずれかの手続きミスにより、消費者への受信料徴収がされていなかった。両者とも責任を認めず、CATV 加入により団体割引での支払を認めず。</p>
19	7. 利用者利益の確保・向上のための規律	<p>通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策について検討する際、訪問販売・電話勧誘販売で契約した場合のクーリング・オフ(無条件解約)規定、ネットやチラシ広告を見て契約する場合の消費者保護規定を情報通信法(仮称)に入れてほしい。通信サービスを訪問販売等で契約するケースは多く、最近ではパソコンや携帯電話機と通信サービスをセットにした訪問販売等も行われているが、通信サービスは特定商取引法の適用除外であり、相談処理が難航している。</p>
22	② 利用者保護規律の充実	<p>通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策について検討する際、消費者団体、消費者相談員などの意見を聞く場を設けてほしい。</p>

個人20

・最近の報道番組について。

最近の報道番組、特に政治を扱うニュースの報道のあり方には目に余るものがあります。

特にひどいのが、フジテレビ トクダネ、読売テレビ、ミヤネ屋、テレビ朝日スーパーモーニング、報道ステーションなどです。

各番組の共通点では、コメンテーターと司会者が最初から政府、特に総理批判ありきでの報道姿勢が容易に見て取れます。

政府が行った政策、それによる成果を全くと言っていいほど、報道せず、その傍らで、低俗な揚げ足とりが見られます。

明らかに公平な報道とは思えませんし、報道の自由の範疇を超えております。

私個人何度か、「公平な報道をしてほしい」と各局に電話をしましたが、到底改まったとは思えません。

そういった番組には然るべき対処をすべきだと思います。

他社の不祥事には猛烈な勢いで、叩きつるし上げるのに、自社、及ぶ同業者の不祥事には甘く、バランスも取れておりません。

多くの影響力を持っているメディアが、自局の願望のようなものを放送で垂れ流し、国民を煽動するのも黙っていられません。

きっちりと処分すべきです。

また、自局のドラマなどの番宣などもやり放題で、きちんと広告料を払っている企業に比べ、不公平なのではないでしょうか。

自局のコンテンツを宣伝する時にも、料金を支払うべきです。

電波使用量についても海外並みに引き上げるべきだと思います。

・NHKについて

NHKはもはや国を代表するメディアではありません。

今話題になっているジャパンデビューの台湾についての番組など、国民の受信料で、公平ではない番組を作るなど許せません。

担当者に説明を求め、番組を公平なものに作り直すことを要望します。